

支えあう

住みよい社会

地域から!

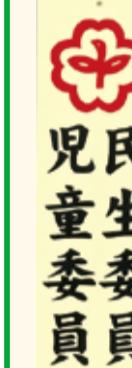
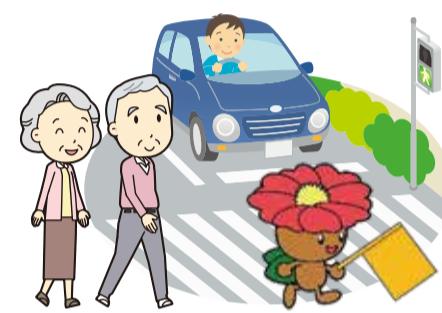
SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

16 17

皆さんのが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう
それぞれの地域で、さまざまな活動をしています。

民生委員・児童委員とは?

民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉増進のため地域にお住まいの方から選ばれ、身近な相談相手として活動しながら関係機関への「つなぎ役」を担います。給与の支給ではなく、無報酬でボランティアとして活動しています。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、子育てに関する様々な相談や支援も行っています。



主任児童委員とは?

民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する活動を専門に担当しています。いじめ・不登校・児童虐待など相談内容に応じて、地域の関係機関と連携を図り、地域担当の児童委員の活動をサポートしています。



どんな相談に
のってもらえるの?

「子育ての悩み」「家族の介護のこと」など、住民の生活上の相談に対応します。

ひとり暮らしの高齢者宅訪問、声掛け、見守り活動に加えて、住民に心配ごとや困りごとがある場合には必要な支援先への「つなぎ」を行います。

「子どもの登下校時などの見守り」「学校や自治会の行事のお手伝い」「災害時における要援護者の支援体制づくり」などを行います。



相談内容は秘密に
してもらえるの?

民生委員・児童委員、主任児童委員は、秘密を守る義務が法律で決められています。個別の相談など、活動を通じて知りえた個人の秘密は守られます。この義務は、民生委員・児童委員、主任児童委員の退任後にも及びます。



住之江区民生委員児童委員協議会

住之江区

民生委員児童委員協議会会長



和田 藤昭

民生委員・児童委員制度は、創設から100年以上にわたる歴史と実績があります。

住之江区民生委員児童委員協議会は、14地区の委員長と主任児童委員の代表が毎月定例会を行なうとともに、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、生活上の困りごとや不安など、様々な課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」として援助を行っています。

これからも地域の見守り役として、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして努力して参りますので、身近な民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

住之江区主任児童委員連絡会代表



皆さんは主任児童委員をご存じですか?

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から、子どもや子育てに関することを専門に担当する委員です。

子どもたちが地域で安心して過ごせるように見守る活動や、各地域で「子育てサロン」を開催して、妊娠中や子育て中の方々をサポートする活動を行っています。

私たちは、地域・学校・区役所との連携を大切にし、情報交換や研修を通じて学びあい、地域の子どもたちや子育て中の皆さんのが笑顔で過ごせる環境を整えるため、民生委員・児童委員と一緒に支援の活動を頑張っています。

住之江区長

住之江区民生委員児童委員協議会顧問



藤井 秀明

住之江区では、「顔の見える民生委員・児童委員」として、令和7年12月1日から176名による新たな体制で、安心なまちづくりをめざして活動していただいております。

地区によっては民生委員・児童委員の欠員が生じている状況ですが、地域の身近な相談役や行政窓口などへのつなぎ役として、区民のため日々頑張っていただけます。

また、民生委員・児童委員は法に基づいた守秘義務を有しています。区民の皆様におかれましては、安心して地域の民生委員・児童委員に相談いただければと思います。

住之江区民生委員児童委員協議会の主な活動



啓発活動 (5月)

街に出て、
区民の皆さんに
PRしました!

区民まつり (6月)



来場者の写真を撮り、
缶バッジにしてお渡し
しました!



子育てサロン・サークル

子育てサロンは、お住いの地域以外のどちらへも来ていただけ
ることができます。

どちらの子育てサロンでもあなたを
歓迎します。

どうぞ、お気軽にお越しください!

子育て
サロン一覧は
こちら

問合せ 民生委員・児童委員、主任児童委員について 区生活支援課 窓口②番 ☎06-6682-9825
子育てサロンについて 区保健福祉課(子育て支援室)窓口③番 ☎06-6682-9878